

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.21
発行日 2016.9.1



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL 0952-37-9212 FAX 0952-37-9213
編集責任 永野浩二

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com
URL : http://saga-genkai.jimdo.com/
Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
Twitter : @sagakarakaeru

**ただいま
進行中!→**

被告: 九州電力	玄海原発 3号機 MOX 燃料使用差止裁判 控訴審	不当判決
被告:国	玄海 3号機再稼働差止仮処分	玄海 2~4号機運転差止裁判
	玄海 3・4号機運転停止命令義務付請求裁判	

**6.27
福岡高裁**

プルサーマル控訴審 **不当判決**

原発は命の問題 どんなに長い時間がかかろうとも闘い抜く 加速する玄海原発再稼働 みんなの力で絶対止める!



6月27日、福岡高等裁判所501号法廷。13時10分、裁判官らが入廷。テレビカメラの冒頭撮影2分間の静寂の後、大工強裁判長が「判決を言い渡します」と小声で話しはじめました。傍聴席から「聞えない!大きな声で!」。裁判長は一瞬たじろ

社は国の「許可書」1枚を証拠として出せばいい、ということになりかねません。

記者会見で冠木克彦弁護士団長は「原告に“反論反証せよ”と立証責任をおしつける、非常に悪い判決だ」と酷評しました。

石丸初美原告団長は「原発は単なる電力の問題ではなく命の問題。司法は福島原発事故から何も学ばずに、国家権力に追随した」と怒りを表明した上で、「プルサーマルで重大事故が起きれば国も滅ぼしかねない。今を生きる大人の責任として、どんなに長い時間が掛かろうとも諦めず、原発のない安全な社会を実現するために闘い抜いていく」と声明を発表しました。

ぎ、言い直してから続けました。「控訴人らの訴えを棄却する」。

裁判官3人は昨年佐賀地裁判決時と同様、あっという間に退廷していきました。

棄却理由は「被控訴人(九州電力)は国の安全基準規則を満たしているので主張立証を尽くしているが、控訴人(原告)が被控訴人の主張立証を揺るがす反論反証をしていない」というものでした。私たちは一審より「ウラン用の原子炉で核特性の異なるMOX燃料を用いることは設計違反であり、より危険な行為。発電を続けければ、MOX燃料と被覆管の間に隙間が生じる“ギャップ再開”が起き、熱がこもって燃料融解の恐れがある」と限られたデータの中から具体的に主張してきました。しかし、MOXに関する重要なデータの多くは「商業機密」を理由に“黒塗り”や“白抜き”で隠されたままでした。高裁はこの点をまったく明らかにさせないまま、「国が許可したから安全だ」と認定したのです。これでは、電力会

報告集会・交流会では、酷すぎる不当判決に対して「落胆」どころか、原発推進勢力に対する闘志にあふれていました。仲間の一人が「みなさん、とても元気なんですけど、私たち、負けたんですよ?」と言って、笑いあうほどでした。いや、負けたのは、あの自信のなさそうな小声と挙動の裁判官たちだったのです!

上告については最高裁において再び不当判決が出されることの悪影響等も考え、7月2日の「提訴6周年年次活動報告会」にて参加者の了承を得た上で、断念することを決定いたしました。

しかし、MOXの危険性は何ら晴れたわけでもなく、プルサーマルを止めるため、再稼働を止めるために、全基運転差止裁判、3号機仮処分裁判、行政訴訟の3つの裁判の勝利へ向けて全力を尽くしていきます。

私たちの裁判運動は多くのみなさんのお力がなければここまで歩んでこれませんでした。ありがとうございます。これからも、どうぞお力をお貸しください。

No.21 CONTENTS

■プルサーマル控訴審不当判決	…1	■伊万里市長再稼働反対ノボスティング	…7
■晨星落落 風蕭寂	澤山保太郎…2	■安定ヨウ素剤事前配布要請行動	…9
■控訴審判決原告団声明	…3	■知事には県民の命を守る責務がある	…11
■MOX裁判判決の日に	松原学…4	■提訴6周年活動報告会	…13
■7月1日 佐賀地裁判報告	…4	■菅野みずえさんと語るう会 北川美和子	…14
■耐震評価の見直しを!	阪上武…6	■知事へ署名提出	…15
		■リレーコラム	…16

晨星落々 風蕭寂 (しんせいらくらく かぜ しょうせき)

裁判を支える会会長 澤山保太郎

我が国は法治国である。そのことはとりもなおさず「法律による行政の原理」が貫徹する国であるということである。行政権を執行する側は法律によって縛られるという原則である。しかし、現実にはそう簡単ではない。

一つには、行政執行権力が社会福祉や産業振興などの方面で広範囲での裁量的行政を行っていたこと、企業誘致など巨額の利権行政がとどまることもなく蔓延している。

また他方、その法律といってもほとんどが執行権力側が原案を作成し、議会の承認を得て施行するという具合であるから、「法律による行政原理」は空文化している実態がある。

行政側が有力な企業と癒着する現在の日本では、「企業による行政原理」が横行しているのである。

原発を取り締まる原子炉等規制法も原発の安全基準そのものの規定が欠如しているから何を規制しているのかはつきりわからない骨抜き法律となっている。

安全審査基準は、原子力規制委員会が作る。権力がその裁量の範囲で勝手に作る。

これは法律ではないからこれの法的チェックはできない。

行政を監視しブレーキをかける裁判所も行政側の裁量行為について法律のタグを外しこれを大幅に容認する、ただ、手続き上明白な瑕疵があるかどうかだけを審査する程度にとどめるという。とりわけ米軍基地や自衛隊などの軍事上の事案や、原発など国策上最重要な事業については、高度に科学的な(あるいは政治的な)判断の領域ということを理由として裁判所の判断を留保し、ただ、政府の定めた安全基準に適合しているかどうか、手続きが適法かどうかに限定して判定を下す、という姿勢が大勢であった。

今回の玄海プルサーマル原発にかかる福岡高裁の判決も、この流れにあり、裁判官は初めから訴えを棄却する考えであったと考えられる。

しかしながら、特定事業者に対する事業差し止め請求の訴訟では、現実的な危険性の有無について裁判所は判断を避けることはできない。原子力災害対策特別措置法では、「原子力事業者は、・・・原子力災害発生防止に関し万全の措置を講ずる」責務が規定されている。万が一にも起こってはならない過酷事故(平成12年伊方原発最高裁判決)について「万全の措置」が取られていないなら現実的危険性が否定できない。

国内での福島原発事故を引き起こした東北大震災やすぐ近くで起こった熊本地震から考えて、「万が一」どころか切迫した危険の現実性が玄海原発には存在している。

三権分立の原則は行政権優勢・行政専横で崩れ、立法府である国会は政府与党で機能せず、安保法制に見る通り憲法ですら公然と踏みにじられた。司法もチジミ上がって日本社会は窒息状況にあった。

しかし、一昨年平成26年5月21日、福井地裁の樋口英明裁判長は、原発裁判での人権宣言ともいえるべき判決を大飯原発再稼働に対して下した。本年3月9日大津地裁が高浜原発の運転禁止の判決を下した。福島での未曾有の原発事故によって、やっと司法の一角で危機意識と人間性がよみがえってきたのである。行政や企業の判断や言い分を丸のみにして司法権を放棄し、国民の生命、国家社会の存亡をも顧みないという裁判官のさばっているのは、ひとり国政が反民主主義勢力に牛耳られているからであり、それを許す人民側の戦いが不十分だからである。

ただし、司法権は、裁判官にだけあるのではない。訴訟を起こす国民の権利も司法権に属する。我々は裁判する権利(及び裁判を受ける権利)を徹底的かつ広範に行使することをためらってはならない。たとえ勝訴することが困難であろうとも、裁判を通して裁判官の姿勢を正し国民の声を裁判所に反響させることも三権分立の重要な機能の一つである。

明治初年、司法権の確立のために尽力し各地に裁判所を設置し、法の支配の原則を日本社会にもたらそうとした江藤新平は佐賀の人士であった。

欲報邦家海岳恩 慨然杖劍出関門 晨星落々風蕭寂 毛髮衝冠壯士魂

報ぜんと欲す 邦家(ほうか)海嶽(かいがく)の恩
慨然 劍を杖つき 関門を出(い)づ
晨星(しんせい) 落落 風蕭寂(しょうせき)
毛髮 冠(かんむり)を衝(つ)く 壯士の魂

※わが藩の深き恩に報いんと
意を決し劍を持って郷里を出でんとす
暁の星もさびしく 風も悲しげである
毛髪は立って天を衝く。揺るぐことはない壯士の魂

この七言絶句は江藤新平が単身京に出奔する際に詠ったもので成功するかどうか前途不明の心境(晨星落々 風蕭寂)であった。

※この壯士は漢文では有名な荊軻という男で秦の始皇帝の命を狙うために故郷を出るといって、幕末の志士はこのんでこの壯士という言葉を使った。荊軻は逆に殺された。江藤新平はだれの許しもなく単身脱藩してひそかに京師に赴いた。脱藩は当時重罪であった。低い身分の江藤の命を救ったのは、鍋島閼叟であった。

玄海原発3号機MOX燃料使用差止控訴審 原告団声明

再び不当判決、断じて許すことはできない

プルサーマル安全性に根拠無し 玄海を実験場にしてはならない！

2016年6月27日 玄海原発3号機MOX燃料使用差止訴訟原告団団長 石丸初美

本日6月27日、福岡高等裁判所の大工強裁判長、小田幸生裁判官、府内覚裁判官は「玄海原発3号機MOX燃料使用差止請求控訴事件」において、控訴人の訴えを棄却する判決を下した。

原発が他の発電方法とは比べようのない危険性をもつことは、福島第1原発事故によって如実に示された。ウラン燃料を使用する目的だけで造られたその原発で、核特性の異なるMOX燃料を用いることは設計違反であり、より危険な行為である。実際、燃料棒の内圧は、ウラン燃料ではかろうじて限度内に納まるものの、MOX燃料では限度を超えてギャップ再開を引き起こすことを私たちは具体的に示してきた。しかしこのような主張が全く無視されたことは到底納得できず、この不当判決を断じて許すことはできない。

原発の安全性についての主張立証責任はあらゆるデータを握っている被控訴人にあることは、過去の判例が示す通り明らかである。故に、被控訴人が根拠や資料などを明らかにすべきであって、その主張及び証明が尽くされない場合は、九州電力の判断に不合理な点があると事実上推認される。ところが高裁は政府の許可が出ていることをもって、被告の立証責任を免除するという原判決の判断を踏襲した。また、福島第1原発事故を踏まえ、本件3号機の設計や運転のための規制が具体的にどう強化されてきたか、九州電力がこの要請にどう応えたかについても主張及び証明を尽くすべきであった。

高裁は、裁判資料のデータが「黒塗り」で隠されていたことに対して、商業機密という隠れ蓑を取り除き、裁判の中で開示させる責任があった。しかし、この点を明らかにさせないまま原判決を容認したことに対し、私たちは不信感を持たざるを得ない。

使用済MOX燃料については、超長期にわたるサイト内保管の国内外のトラブルや諸問題を重要視せず、その保管場所及び処分方法を明確にすべきこと、法規を順守する姿勢を司法が疎かにしたことが信じがたい。

去る4月14日および16日、熊本・九州を震度7の大地震が連続して襲った。短期間に何度も余震が起きるなど、これまでの「想定」を超える動き方をしている。人間には限界があり、私たちの経験をはるかに超える予測不能の災害は起こりうるものであり、もっと謙虚になるべきである。

福島原発事故は放射能をまきちらし、すべての命を傷つけ、ふるさとを奪った。5年経った今なお10万人もの人々がふるさとに帰れず、否応なしの苦しみを押し付けられている。玄海3号機プルサーマルで重大事故を起こせば、その被害は甚大なものとなり、佐賀、福岡、長崎のみならず日本中に及び、国をも滅ぼしかねない。その重大な責任はこの3人の裁判官にもあるということになる。

一回も循環することもなく、プルトニウムを僅かに減らすだけのために、玄海の地を再びプルサーマル実験場にさせてはならない。私たちは不当判決に怯むことなく、「根拠無きプルサーマルの安全性」を暴き、引き続き裁判闘争に全力を尽くし、核燃サイクルの歪められた事実を市民の力で明らかにしていく。

今を生きる大人の責任として、子どもたちに夢を持てるような社会と、安心して暮らせる地球を渡さねばならない。どんなに長い時間が掛かろうとも決して諦めず、「原発のない安全な社会」を実現するために闘い抜いていく決意である。



6月27日 判決報告集會にて 原発なくすまで闘い抜く決意を新たに！

MOX裁判判決の日に

松原農園 松原学 (宮崎県延岡市)

永い時が流れ、今日、福岡高裁での判決が出ました。皆さんと共に、裁判所に行けず申し訳ありません。

今、この裁判を起こす時の事の事を思い出しています。

その時、この裁判は永く続くだろうと直感しました。しかし、放射能が持つ、非人道性に気が付いた者の定めと覚悟しました。

福岡市の天神にある九州電力の本社の建物を「反原発」の手作り提灯を作ってぐるっと皆さんと歩いたこともありましたね。

あの時に、私たちが争っている九電は意外に小さいものだと感じました。

そして、5年前の3月11日、その日は、私は佐賀地裁で原告陳述をしていました。もし、原発で事故が起こったら取り返しのつかない惨事になる。陳述が始まる前にたくさん詰めかけていた記者が陳述が終わるころには一人もいなくなっていました。何が起こったのだろう。テレビ画面には大津波が押し寄せる映像が映っていました。その後の事は、皆さんも記憶に残っている通りです。

3.11から全国原発を止めようとする多くの声のわきおこりました。そんな中、5月に突然、菅総理大臣が静岡県にある浜岡原発の停止を要請し、浜岡原発は停止しました。この快挙に早速、総理にエールを送ろうとしていると知人から「あれはアメリカからの要請で止めたのだ」という真相を知らされました。

私は、愕然としました。この国はいったい、だれの国なんだらうと。

私たち市民は、今こそ、一人一人が歴史認識をきちん

と持ち、物事に当たらなければならない時だと思えます。

明治の代から足尾鉍毒事件、50年前からの熊本の水俣病、それに続くたくさんの公害、それはすべて企業が起こした凶悪な犯罪です。ところが一貫して、国は企業に寄り添い、被害者である市民をないがしろにしているのです。今でもこの裁判の構図を見るとそのように見えてきます。

国は市民を守るのではなく、国は企業の利益を守るのです。

私たちは、そんな理不尽な国に生きているのです。この国の在り方、そのものを変えて行かなければならないのではないのでしょうか。

そんな状況でも、ここに集う原告団、弁護団、支える会、その他多くの方がこの国の在り方に疑問を持ち、より良く社会を作って行こうとつながっていることは私にとっては、大切な宝であり、おおきな希望でもあります。

国や企業は、私たち市民の権利や財産をあらゆる手を使って奪い取ろうとしています。未来の子供たちの命まで。

しかし、私たちには「希望」があります。誰にも奪うことのできない希望です。その希望、より良い社会を子供たちに残す希望を大切に守り、つないでいきましょう。

「がんばらない、げど、あきらめない」

笑いあい、泣きあい、手を取り合って、共に希望をつないでいきましょう。

未来を生きる子供たちのためにも。

7月1日 佐賀地裁の報告

焦点の基準地震動は次回法廷で4時間のプレゼンへ

【14:00 行政訴訟第10回口頭弁論～14:30 全基差止第17回口頭弁論～15:00 3号機仮処分第20回審尋】

今回の裁判には、被告と原告(仮処分は、債務者と債権者)それぞれ前回の反論が提出されましたが、争点を同じにして、被告(債務者)は「配管の疲労検査について」の件、および原告(債権者)は「基準地震動について」の件を内容的にもほぼ同様の弁論を展開していますので、まとめて報告します。

全基差止裁判の口頭弁論では、熊本市在住原告の勝連裕子さんが熊本地震被災者の立場から意見陳述を行い、突然襲い掛かった連続大地震の恐怖、そして、川内原発が止まらないことへの更なる恐怖を生々しく語り、「地震は止められないが、原発は運転を止めることができる！」と九電の代理人の方を見遣りながら、強く訴えました。(裁判ニュース前号に手記掲載。陳述全文はHPを御覧ください。)

1) 配管の疲労検査について

原告は、玄海2号機で起きたトラブルに九電が長年気が付くことができなかったことを捉え、「配管のき裂は、高経年化に従って、今後いつまた玄海の何号機でも、配管が存在する所ならばどの個所でも起きる問題であり、重大事故に繋がる可能性を否定できない」ことからその危険性を述べてきました。

原告の前回4月12日付準備書面(12)は、余剰抽出系配管の損傷が、原子炉等規制法第43条の下で、技術基準規則第18条及び第19条の法規違反が認められれば、原子炉施設の使用を停止しなければならないことを主張しました。同第18条では、「使用中のクラス1機器は、その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があつてはならないし、使用中のクラス1機器の耐圧部分には、その耐圧部分を貫通する亀裂その他の欠陥があつてはならない。」と厳しく規定されています。余剰抽出系配管は、1次冷却系バウンダリー(境界)に

属しているため、ランクの上でも重要な「クラス1配管」です。また、同第19条は、「一次冷却系統に係る配管に対して温度変動により損傷を受けないように施設しなければならない」と熱疲労に関して戒める規定ですが、玄海2号機ではまさにその熱的変動によって大きなき裂が実際に発見されたのだから、法規違反となるはずです。こうしたことから、求釈明によって、2号機から4号機までの「き裂を引き起こす可能性部位の有無」と「それら部位の検査と対策」を具体的に答えよと迫りました。

しかし、被告九電は反論らしい反論ができず、原子炉等規制法、設置変更許可申請書、技術基準書に従って審査を受けてきたこと、新規制基準の下でも同様に、定期検査は規則通り行われており、「配管破壊が起こっても、特に今回問題になっている余剰抽出系配管などは重大事故に至ることはなく何も問題なし」を繰り返しました。

厳しく守らねばならない法規を簡単に無視してしまい、配管の破断をも事実上容認する事業者と行政の態度、過小評価をする姿勢は、福島で起きたメルトスルー事故の真の解明に向かって反省し、厳しく戒め規制しようとするものでありません。配管問題の裁判は、まだまだ続きます。

2) 基準地震動について

全基差止、仮処分審尋において、基準地震動を評価するための「経験式」における「ばらつき」問題が大きな争点になっています。安全性の観点から国が決めた審査ガイドにおいて、「経験式が有する「ばらつき」(実際の観測データと、その平均値との隔たり)の考慮」を求めているのに、それを決めた国も九電も断層評価上の「不確かさ」という誤差だけを見込んで基準地震動の計算を済ませ、さらに加えなければならない地震動の「ばらつきの考慮」を無視して、過小評価の緩い基準を採用しているのです。これこそ、「許しがたい怠慢であり、市民に対する重大な背信行為」ではないでしょうか。

より多くのよりよいデータを集めることから、個々の断層認識に関する誤差を少なくして「不確かさ(不確かさ)」を減らしていくことはできます。しかし、それらデータの平均値の地震が襲うわけではないのだから、データの「変動性(ばらつき)」を考慮し反映させることが不可欠です。たとえば、平均値から掛け離れた1点でも、観測された生データは無視せずに取り込み考慮しなければならないのだから、平均値である「入倉・三宅式」を用いることは、過小評価で信用ならない結果を導くことになってしまうのです。

熊本地震が大きな波紋を引き起こしています。それは原発の基準地震動の評価の在り方にも新たな問題を提起しています。熊本地震に照らせば、現在の基準地震動評価の基礎となっている「入倉・三宅式」は過小評価になるとの強い主張が、前規制委委員長代理の島崎邦彦氏から提言されました。それを受け入れた規制委の指示によって規制庁は別の「武村式」を用いた試算を実行しました。その結果、現行基準地震動は1.5倍または1.8倍になることが明らかになりました。

同時に、その過程でさまざまな矛盾が浮かび上がり、

規制庁が審査過程で電力会社の評価方法を具体的に把握しないままにいたことも露呈しました。これらの結果に困った規制委は規制庁の試算はなかったことにしたというおそまつです。

「入倉・三宅式」では過小評価になるので「武村式」を使えというの

は、我々原告の以前からの強い主張です。「入倉・三宅式」は大きく「ばらついている」世界中の地震データの平均値として導かれた経験式です。他方「武村式」は日本だけの地震データの平均値として導かれたものですが、それらデータは世界的なデータ範囲のうちで、最も地震規模(地震モーメント)が大きくなる位置に分布しています。地震の審査ガイドでは、「経験式の有するばらつきをも考慮」せよと規定されていることからすれば、「入倉・三宅式」の有するばらつきの最大となる位置にくる武村式を用いることは当然だということになります。そして現に上記のように、規制庁試算でそのことが如実に示されたのです。

ところが九州電力は、地震動のばらつきを理解せず、断層の長さなどの「不確かさ」という誤差の問題とわざとらしく混同してごまかしてきました。この問題については求釈明等によって厳しく問いただす必要があるでしょう。

このように、地震問題は再稼働を止める上で、非常に大きな論点として浮上してきていますので、私たち市民もぜひ学習を深め、裁判を支えるため、運動の中で強く訴えていきたいと思っています。

3) 仮処分審尋における裁判所へのプレゼン

来る9月16日に、裁判長からの要請によって、これら基準地震動の評価の問題について、双方から各2時間の説明する場がもたれることになりました(説明1時間半、裁判長からの質問30分)。これは仮処分の審尋においてですが、普段の狭い部屋ではなく、広い法廷においてパワポを使って行われます(債権者以外も参加できるかどうか折衝中)。

終了後に改めて内容説明と質疑応答の場を持つ予定です。この問題は裁判だけでなく、鹿児島県知事や伊万里市長の具体的な動きにも反映しているとおり、運動として広く訴えていくべき内容なので、法廷と事後報告の両方に、ぜひ多くの方々に参加されるよう期待しています。(文責 荒川謙一)

<次回>9月16日(金)佐賀地方裁判所

- 11:00 行政訴訟第11回口頭弁論
- 11:30 全基差止第18回口頭弁論
- 13:00~17:00 3号機仮処分第21回審尋
- ★地震動に関するプレゼン
- 1800~ 学習会 佐賀アバンセ



スケッチ/大江良一
意見陳述する勝連裕子さん

元規制委員の警告により原発の耐震評価の根本的な欠陥が露呈 原発を止めて耐震評価の見直しを！玄海原発を廃炉に！

原子力規制を監視する市民の会 阪上武

熊本地震の経験から、元原子力規制委員の島崎邦彦氏が、原発の耐震評価で、基準地震動を策定する際に用いられている経験式に大幅な過小評価があると警告を発し、これにより原発の耐震評価の根本的な欠陥が露呈し、波紋を広げています。

原子力規制庁は、基準地震動の再計算を実施しましたが、その結果に驚き、自己否定に躍起になっています。自ら行った再計算を葬り去ろうというのはあまりにも無責任です。

基準地震動の計算で、過小評価をもたらす「入倉・三宅式」ではなく、原発の津波評価で実績のある「武村式」を用いるようにとの要求は、市民運動が以前から指摘し、規制委・規制庁へのはたらきかけを続けてきましたし、玄海原発裁判でも主張されてきました。今回の動きは、こうした粘り強い取り組みの成果でもあります。

<島崎氏の警告と規制庁の再計算結果>

島崎氏は、原発の基準地震動の算出に使われている経験式「入倉・三宅式」には過小評価があると、今年6月に他の式で評価するよう規制委に提言しました。その背景には、熊本地震のデータが、入倉・三宅式の過小評価を明確に示した事実があります。

島崎氏の提言を受けて規制委は規制庁に再計算の指示をしました。規制庁は、7月13日に大飯原発の基準地震動について、「入倉・三宅式」に替えて「武村式」で計算した結果を出しました。規制庁は、入倉・三宅式で計算した元の基準地震動856ガルに対し、再計算結果は644ガルであったと説明し、小さい値が出たことから、見直しの必要はないとの結論でした。

<島崎氏は「規制庁の過小評価」のからくりを暴いた>

問題の経験式は、断層の長さや面積から、地震の規模を表す地震モーメントという値を出すためのもので、同じ断層の条件で比較すると、地震モーメントで武村式は入倉・三宅式の3~4倍、加速度(短周期レベル)は約1.5倍になります。ですから、再計算により値が小さくなるというのは原理的にありえません。実際には規制庁は、以下の二つの点で条件を変えていたのです。

第一に、再計算のベースとなる入倉・三宅式による加速度について、規制庁は関電よりも小さい値を用いていました。

第二に、規制庁は武村式への入れ替えに際して、不確かさを考慮しませんでした。

他方で島崎氏は、再計算のベースとなる値を聞き出し、規制庁の計算結果では、武村式による基準地震動が入倉・三宅式の約1.8倍になることを明らかにしました。これが、規制庁による再計算の隠れたもう一つの結論でした。

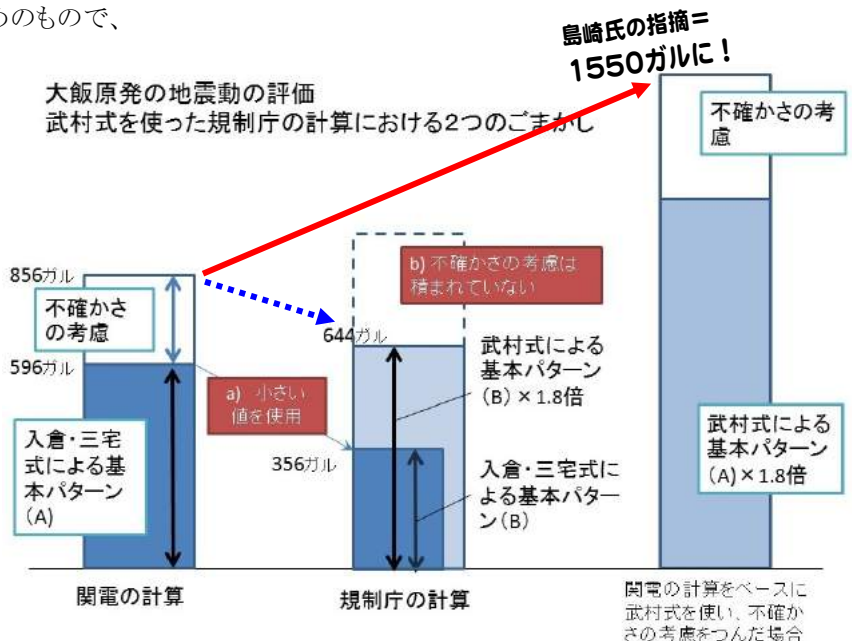
<規制委は自己否定に走った>

7月19日に、島崎氏と田中俊一委員長他、規制委員と規制庁職員との会談の冒頭は不可思議な光景でした。島崎氏は、規制庁の再計算について、よくやってくれた、要請した通りのことをやってくれたと述べ、これに対し、規制委・規制庁側は、この計算は無理に無理を重ねたもので、信頼できない、と必死に自己否定したのです。田中委員長などは、「我々はやってはいけないことをやった」とまで述べていました。

規制庁が自己否定に走ったのは、島崎氏が「規制庁による過小評価」のからくりを明らかにしただけでなく、もう一つの隠れた結論を明らかにしたことによります。島崎氏は、関電が想定した基準地震動856ガルを1.8倍し、大飯原発の基準地震動は1,550ガルに及ぶ可能性があると指摘しました。この数値は、クリフエッジ(崖っぷち)である1,260ガルを超えます。クリフエッジは、福島原発事故直後に、当時の原子力安全・保安院の指示で算出されたもので、これ以上大きな地震では、原発が炉心熔融など、重大事故に至る可能性があるという限界値です。規制委は、このような自らの計算結果がもたらす帰結に脅威を感じたのです。

<原発を止めて武村式で再計算を!>

今回の動きは、直接には大飯原発が問題になっていますが、玄海原発や美浜原発など、他の原発にもすぐに波及します。川内原発についても運転を停止、伊方原発3号炉についても再稼働を中止し、すべての原発の基準地震動を武村式で計算すべきです。地震動の過小評価問題を、個々の原発の再稼働を止める運動及び裁判闘争の中で具体的に位置づけ、最大限に活用しながら、原発再稼働阻止から廃炉へと進んでいきましょう。



伊万里市長「玄海原発再稼働反対」明言！ 市民も続こう！伊万里市ポスティング開始しました

6月22日、伊万里市議会で「再稼働に同意する気持ちはない。規制委の判断も疑え」と踏み込んだ発言をしていた塚部芳和伊万里市長は7月4日、「再稼働は認められない」と明言しました。玄海30キロ圏8自治体の中で再稼働反対を明確にしたのは初めてです。

市長は「原発が止まった時は地域経済や市民生活への影響を心配したが、5年たってみて大きな支障はなかった。再稼働しなくていいんじゃないかというのが市民の感覚だ」「事故が起きたら取り返しがつかない。再稼働の連鎖はどこかで打ち切らなければならない」と述べました。

伊万里市は佐賀県との間で、玄海原発の稼働について「県は市の意向に十分配慮する」と明記した「覚書」を今年1月に結びました。市長がこれに沿って「再稼働反対」の意を知事に伝えると話したことに對して、山口知事は「意味が分からない」と切って捨てました。再稼働に反対する気持ちを持っている住民すべてを愚弄する発言だと思えます。

様々な圧力があるだろう中で、再稼働に不安な住民の気持ちを代弁してくれた市長を後押ししていきましょう。他の自治体首長も、伊万里市長に続いて再稼働に反対するよう、市民が声をあげていきましょう！首長の姿勢を支えられるかどうかは住民にかかっています。

最初の表明から1か月経った7月21日の伊万里ケーブルテレビのインタビューで、市長はますます鮮明に原発反対の意志を表明しました。右記、要旨です。



<塚部芳和・伊万里市長インタビュー(7月21日)>

- 再稼働反対の活動をして無視される。意見を斟酌して国が検討するというのではない。言っても一緒なら言わないほうがましになってしまうが、私の場合は言ってしまった。
- まさに民意はここにありと思ったから、あえて言った。
- 九電も国も責任をとるといふ。ところがどっこい、責任をとるといっても、誰が犠牲になるか、市民しか犠牲にならない。
- そういうことを考えたら、物事を判断する尺度や次元を変えてもらってもいい。国の原子力政策の見直しを迫るべき。
- 国は立地自治体だけに再稼働の同意手続きをとらせて、そこに飽をパンパンやって原発を動かしていこうというスタンスだ。まわりで反対するものは除外して。福島で変わると期待していたが、何ら変わってない。だから、くさびを打ち込む必要がある。

「原発はあの山のすぐ向こう。事故になったら、全部だめに」

私たちはこれまで、原発立地地域住民にまだまだ知らされていない事実を伝えなければとの思いで、玄海町などへの個別訪問・チラシポスティング活動に取り組んできました。

今、玄海原発再稼働が刻一刻と迫る中、市長が「再稼働反対」の意志を表明した伊万里市において、避難計画問題を中心に訴えるチラシのポスティング活動を始めました。

伊万里市は人口56000人、23000世帯、190地区。これまで週末に、農村部を中心に5回行なったところですが、配布できた軒数はまだまだ10分の1にも達していません。今後も継続していきます。

私たちがまず、現地の空気感を肌で感じたい。そして、一人ひとりに伝えていきたい。

百聞は一見に如かず。

千里の道も一歩から。

「この日なら私も行ってみたい」という方、連絡ください。道案内いたしますので、一緒にまわりましょう！

再稼働前の今だからこそ、できることを、ともに進めていきましょう！次ページは第一回目の手記です。



今が旬の伊万里梨



伊万里の田園風景



波多津漁港 山の向こうが原発



ゲートボール休憩中の住民に話しかける

◆「ふるさとを捨てなきゃならん」◆

7月16日、伊万里市民へのチラシ・ポスティングを、原発から一番近い市最北部の波多津地区から始めました。

今日は7人で、3つの地区を手分けしてまわりました。住宅がわりとかたまっている所、山道を登って1、2軒、また下って数軒...という所、まちまちでしたが、あわせて400枚ほどを配布してきました。

行動中は雨に降られず、曇りがちであったため猛暑にもならなかったので、夏のポスティングとしては無理なくできました。

車を止めた港に隣接する「ふれあい広場」。海の方に見える山の向こう12キロほどのところに玄海原発があります。原発は見えませんが、その場に立って、3.11福島原発事故のことをちょっと想像しただけで、ぞっとしてしまいます。

再稼働反対を表明した塚部市長の出身地でもありますが、市長の思いの根っこが分かった気がしました。

海水を2日間煮詰めて天然の塩を製造し販売している釜を広場で見せていただきました。職人さんは「事故になったら全部だめになる...」と、とても心配されていました。(塩を味見させてもらって、まるやかでおいしかったので、つい買ってしまいました(^))

在宅されていた男性に聞きました。「事故が起きたらどこへ避難することになっているかご存知ですか?」「武雄やろ?」「(チラシを見せながら)すぐに逃げられますか?」「逃げられん。計画はあっても実際はね～」

ゲートボール休憩中のおじちゃん達、販売所に農産物を持ってきておしゃべりしてるおばちゃん達も

「原発は事故が起きれば永久に帰ってこれん」

「ふるさとを捨てなきゃならないでしょ」

「原発は止めておかないと」などと話されました。

玄海町でのポスティングでは、怖い気持ちを押し殺しているような方、まわりを気にして声を出せない感じの方が多かった(中には完全拒否する方も)のですが、伊万里ではチラシを見入って、まっすぐ話を聞いてくれる方が多かったようです。

「市長を応援せんば」という声も多く聞きました。「いい話をしてくれてありがとう」「何かある時は協力するよ」と言ってくれる方も。チラシを何枚も預かってくれたり、店先においてくれたりする方もいました。

伊万里市民とふれあう中で、今後につながる力をいただいた一日となりました。(永野浩二)

♥「うちらも応援してるよ!!」♥

博多駅7:17分発かもめに揺られて佐賀駅着8時。今にも降り出しそうな空の下、車2台で伊万里に向かう。途中降り出した雨も現地に着くころにはウソのよう。太陽がギラギラと照りつける!

前日までに佐賀の事務局で用意して貰った資料と地図。波多津地区の地図を確認して避難チラシと会のパンフ『そいぎ』を各自100部ずつ受け取る。

「ふれあい広場」で出会ったおじさん、おばさんとしぼらく話す。誰も私たちのことを好意的に迎え話を熱心に聞いてくれた。

私:「福岡・佐賀の仲間と来ました。今日は福島からの仲間も一緒です」「市長の素晴らしい発言、是非みんなで支えて行きたいですね。私たちも応援しています」

避難のチラシを見ながら少し説明するとだんだんと顔が陰しく暗くなった。「ここは武雄に避難することになっちゃるさ」「もうそんときゃ死んでもよか～」

ポスティングしながら出会ったおばあちゃん二人。「ああ～市長さん、頑張ったもんなあ～」「うちらも応援しとるよ!」「そこのうち(家)にも(チラシ)入れてやって」とチラシを催促された。「これはうちが貰ったんから...」



とチラシを読み始めてくれた。

かわいいマルチーズ犬と戯れるおじさんを見つけてそばに寄って行って少し話し込んだ。

「かわいいですね～。こんなかわいい

ペットを置いたまま避難した福島の話も聞きますよね」おじさんは頷きながら愛犬をナデナデしていた。

屋根に上って作業している男性二人にも

「こんにちは～!暑いですね～」

「玄海原発の再稼働に反対してるんです。市長をみんなで支えましょう!。これ、あとで読んでくださいね～」

「よし!そこんとこに置いといてや～」と屋根の上から声が聞こえる。

車で走りだそうとしている女性のそばに駆け寄って話した。お友達の分もどうぞと3部チラシを差し出すと「貰っていいとね、ありがとう!」

「まあ～福岡からね?これ今そこで貰ったんやけど一つどうぞ!」とおまんじゅうを頂く。

さらにポスティング続行!玄関の呼び鈴を鳴らしてみると中から初老の男性が...

「こんにちは～」嫌な顔もせずに熱心に話を聞いてくれた。市長の方針に一抹の不安もあるらしい。市議会で脱原発派のM議員を昔から応援していますと。話題が福島の帰還政策のことになると

「この国の官僚や議員らの半分でも福島で暮らしてみろ!と言いたい!」「自分も出来ることは応援したい」。

時間も忘れて長く話し込んでしまった。

「突然なのにいろいろありがとうございました!」というのと「ちょっと待って」と奥に...

「汗を拭くのに使いなさい」と冷たい紙おしぼりをくださった。

仲間からの着信履歴が3回も?ひや～もうこんな時間?汗が一気に噴き出した。(小林榮子)

安定ヨウ素剤事前配布を！自治体への要請行動

～放射能の危険性を知らせ、「原発いらない！」の世論を高めていくために～

「安定ヨウ素剤の全ての住民への事前配布を求める要請書(首長宛)・陳情書(議会宛/一部請願)」を、佐賀県内全20市町と、玄海原発から30km圏内にある福岡県糸島市とその避難先16市町に対して提出しようと、8月5日から各市町を訪ねてまわり、ほぼ終わりました。

各市町で町長、副町長、議長、副議長、部長、課長、担当者らと、自治体の施策としてできる具体的な話をじっくりとすることができました。

佐賀市、鹿島市、白石町、吉野ヶ里町、鳥栖市、唐津市、玄海町、武雄市では、それぞれの市町の住民とともに要請ができました。

また、嬉野市、白石町、小城市、多久市、大野城市、太宰府市などではこれまで連携してきた議員にも同行していただきました。最初に要請した佐賀市では、白倉和子議員が今度の9月議会の一般質問でヨウ素剤問題を昨年12月議会に続いてさらに具体的に質問して下さるとのことです。

メディアも好意的に取り上げてくれ、万が一の時の「最低限の備え」としての安定ヨウ素剤事前配布に向けて、種を撒くことができたと感じています。そして、このことを通じて、原発と放射能の危険性を自治体と住民に常に認識してもらい、こんな大変な準備までしなければいけない原発などもそもいらない！という世論を醸成するための、大事な一歩になったと思っています。

玄海再稼働が目前に迫っています。市民・行政が一体となって「原発避難」と正面から向き合い、ヨウ素剤の事前配布までこぎつけた篠山市に続く自治体を、玄海周辺でつくっていきましょう！

要請行動を終えて

今回、各市町で地元住民や議員の方々の参加もお願いし、いろんな立場の方からの意見も届けられて有意義な要請行動になりました。

私たちは、自治体とのやりとりは抗議や交渉の場ではないと思っています。「自治体は、特に災害時には住民の対応に追われる立場にあると思う。原発事故は、反対の人も賛成の人も差別なく放射能被害を受けるので、住民として一緒にできる事を考えたいと今日は伺いました」と話しています。

佐賀の自治体は、ほとんど3.11前からの関係もあり、警戒心もなく和やかな会話で終始「また情報を持って伺いますので」と次につなげて帰ります。しかし、玄海町の隣にある唐津市だけはガードが固く、佐賀県や九電に似た緊張感での対応でした。福岡では、同じく30km圏内の糸島市も同じでした。部屋がないとか、事前アポイントをとっているのに「今知った」と言って通路での受け取りになるなど、話し合いをなるべく持ちたくないという姿勢でした。

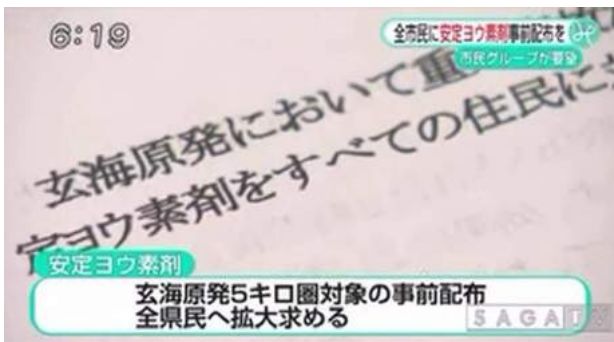
しかし、唐津も糸島も同市の仲間が一緒だったので、「地元の者ですが・・・」と言うと態度が変わり、椅子のある部屋にだけは通してくれました。

安定ヨウ素剤事前配布を実行した兵庫県篠山市の話は、どこも興味深く聞いてくれます。また、見本のヨウ素剤を見せると、ほとんどの方は「初めて見ました。値段はいくらですか?」「1錠5.6円ですよ」と言う。「何錠飲めばいいのか?」と今まで口数少なかった職員の方も興味深そうに会話を始められます。事故が起きれば、職員にもご家族がいるのに自治体は真っ先に、そして最後まで動かねばならないこと、原発事故は電力会社も国も誰も責任は取っていないことはフクシマで明らかだと話すと、皆さんうなずいておられました。しかし、原発事故と自然災害の決定的な違いは放射能の被害だということの情報が行き届いていないと感じました。

連日35-38度の猛暑の中でしたが、ほとんどの皆さんから、「暑い中ご苦労さまですね、大切なことをしてもらっていますね」と私たちの運動に理解を示していただきました。これからも自治体周り戸別訪問、座談会と裁判闘争と並行して一人一人に伝えていこうと思います。

(石丸初美)

<佐賀市陳情書を次頁に掲載>

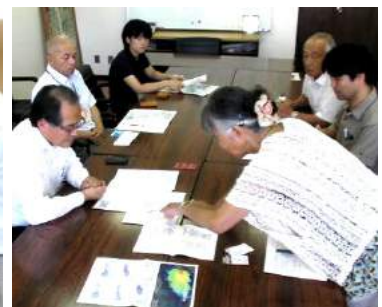


上 8月5日 佐賀市要請・陳情(サガテレビ報道)

下左 同19日 糸島市要請・陳情(RKBテレビ報道)

下中 同5日 佐賀市要請・陳情

下右 同17日 吉野ヶ里町要請・陳情。町長本人へ身を乗り出して説明する石丸代表



玄海原発事故への備えとして 安定ヨウ素剤の市民への事前配布を求める陳情書

2016年8月5日 佐賀市議会議長 福井章司様

3.11東京電力福島第一原発事故は、大量の放射性物質を撒き散らし、住民の命や暮らしに甚大な被害をもたらしました。避難が大混乱する中、多くの住民が無用な被ばくを強いられました。

チェルノブイリ原発事故後のウクライナやベラルーシにおいては様々な健康障害が報告されていますが、その1つに甲状腺がんの発病の増大があります。放射性ヨウ素が体内に吸収され甲状腺に蓄積したことが理由と考えられています。

福島においては事故時18才以下だった県民約38万人のうち166人がこれまでに甲状腺がんを発症しました(福島県民健康調査報告、2016年2月公表)。甲状腺がんの発症率は「100万人に2~3人」と言われていたのに対し、異常に高い数値です。このような苦しみを絶対に押し付けてはなりません。

数多ある核種のうち唯一、放射性ヨウ素だけは安定ヨウ素剤を服用することで体内への取り込みを阻止し、甲状腺を守ることができます。

放射性ヨウ素が取り込まれる24時間前から直前までに飲めば阻止効果が90%、取り込まれた2時間後までなら80%、8時間後なら40%と下がり、16時間以降ではほとんど効果がないとされています。効果は24時間前後しかなく、そのタイミングを住民はどうやって知ることができるのでしょうか。住民が手元に持って、放射能到達前に「危ない」と思ったらただちに飲める体制を整えておかなければなりません。

福島原発事故では、放射性物質の飛散は250キロ圏にまで及んだにも関わらず、安定ヨウ素剤を配布し住民に服用させた自治体は三春町ただ1つでした。なぜ配布・服用されなかったのか。理由は――

- ・事故前に住民に事前配布されていなかったこと。
 - ・国の指示が市町村長に届かなかったこと(FAXが混乱の中で埋もれてしまった)。
 - ・国の指示がない場合、福島県知事が服用指示を出せるのに出さなかったこと。
 - ・国・県の指示を待たずとも市町村長の独自判断もできたはずなのに副作用を恐れるなどで服用指示を出さなかったこと
- ――などが挙げられます。

この経験に学ぼうとするなら、まず自治体自身が放射性物質の危険性とヨウ素剤の効能を正しく認識し、住民の命を守る防御策の1つとして、安定ヨウ素剤を事前配布することが求められます。

また、副作用はどの予防接種より少なく、発生率は0.0001%、インフルエンザの予防接種と比べても

20分の1で安全と言われていますが、こうした正しい知識も周知徹底する必要があります。

しかし、現在の玄海原発避難計画では安定ヨウ素剤が事前配布されているのは原発5キロ圏の住民だけです。5~30キロ圏内には役所・支所や公民館などに備蓄はされているものの、避難指示が出される際に、自治体職員が配布することになっています。30キロ圏外の本市においては、配布も備蓄もされていません。5キロ圏外においては、放射能が毎時20マイクロシーベルトを超えると「1週間以内に避難」、毎時500マイクロシーベルト超で「ただちに避難」と国から指示が出されることになっていますが、20マイクロは通常時の0.05マイクロ/時程度の400倍、500マイクロ/時は1万倍という高線量です。実測値で高線量の放射能に襲われてからの避難となるのです。

そうなってからヨウ素剤を配布してもとても間に合いません。ましてや、熊本地震のように道路網が寸断されるような事態の中での配布は困難を極めます。

また、甲状腺被ばくの影響は特に乳幼児が大きいと言われています。国は3歳未満の乳幼児用にゼリー状のヨウ素剤を本年9月から30キロ圏内の自治体への配備を始め、30キロ圏外の自治体でも希望があれば来年度以降に配備を検討するということが、本市においてもただちに配備、事前配布することが求められます。

福井県の高浜原発などから50キロの距離にある兵庫県篠山市では、市民の粘り強い活動と市長のリーダーシップにより、希望する市民全員に安定ヨウ素剤の事前配布を実施しています。行政にできることと住民に任せることを、住民に丁寧に説明し、住民の命を守ろうとしているのです。

自治体には住民の命を守る責務があります。原発が近くに存在する以上、放射能の危険性を住民に正しく知らせた上で、最低限の備えをする必要があります。

以上に基づき、下記陳情いたします。

記

玄海原発において重大事故が起きた時に、放射性物質から住民の命を守る最低限の備えとして、安定ヨウ素剤をすべての住民に対して事前配布できるように、国、県、市に働きかけること。 以上

鹿児島県知事、九電に川内原発停止要請 知事には県民の命を守る責務がある

佐賀県知事も熊本地震を踏まえ避難計画の全面的見直しを！ 県民の命を守れないなら、再稼働に同意してはならない！

●鹿児島県知事、九電へ申し入れ

8月26日、三反園訓・新鹿児島県知事は選挙戦での公約に基づき、九州電力に対して、川内原発を直ちに停止させたいと、安全性を再検証するよう要請しました。知事就任以来、「熊本地震により、県民は原発の運転を不安に思っている。県民の不安に応えるのがトップの役割だ」と繰り返し述べてきました。知事には原子力災害対策特別措置法などに定められているとおり、県民の「生命、身体及び財産を災害から保護する」責務があり、県民の命を預かる知事として、道義的にも法的にも当然の行動だと思えます。

他にも滋賀県の三日月大造知事が国への「熊本地震を踏まえた政策提案」の中で「屋内退避」の見直しを求めるなど、県民の命を守る立場からの動きがありました。

●「しっかり注視する」だけの佐賀県知事

一方で、玄海原発の地元、山口祥義・佐賀県知事は7月20日の定例記者会見で以下のように述べています。「私も熊本地震は九州の地震でもあるので、気にしてはいたのですが、これに対して、原子力規制委員会の田中委員長は、熊本地震を受けて施設の点検をしなくていいのかということに関して、十分に安全審査をやっていますし、これから鹿児島島のほうでも焦点になっていくと思いますので、しっかりと注視していくことになっていきます。」
「断層は本当にどこにあるかを100%わかっているわけではなくて、だから、どんな断層が真下にあってもある程度対応できるという視点での精査が必要かなと思いますけれども、そういったことも含めて規制委員会が審査をしていただいておりますので、注視していくということだと思っています。」
「(熊本地震を)気にして」いるが、「十分に審査している国の状況をしっかり注視」するだけで、能動的な取り組みは何もしていないのです。

●避難計画の見直しを求めて知事に要請

県「見直していない。国から言われて、必要であれば検討したい」

そこで私達は7月29日、佐賀県知事に対して要請質問書を提出してきました。(右記)

以下、県の担当者とのやりとりです。

県「今のところ、見直していない。国でも見直しをやっているだろうから、必要であれば見直しを検討したい」

私達「今まで通りで、特に何もしていないということが分かった。しかし、熊本地震が起きたのに、どうしてまったく対応しないのかが分からない!」

県「そういう言われ方をしても困る。文書で回答するといっているのだから」と



熊本地震による道路地割れ、家屋の倒壊 Photo by 山本宗補

佐賀県知事に対する要請質問書 (要旨)

- ・地震に原発事故が重なれば、道路の寸断により避難もできず、建物倒壊の危険から「屋内退避」もできなくなることが熊本地震で明らかになった。地震と事故が起きてからの安定ヨウ素剤の配布も不可能。
- ・佐賀県地域防災計画(地震津波編)では被害想定の基本的考え方として「あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定する」とし、震度7の大地震が起きた時の被害想定を複数のケースを具体的に記述している。建物被害や人的被害、ライフラインの停止割合、経済被害なども詳細に記している。たとえば「佐賀平野北縁断層帯」でマグニチュード7.5(最大震度7)の地震が起きた場合、最悪で死者4300人という想定がされている。
- ・しかし、「佐賀県地域防災計画(原子力災害対策編)」では「被害想定」についての記述は、「県は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める」という2行だけで、具体的な記述がない。地震などとの複合災害についてももちろん記載はない。

- ①熊本地震の教訓を踏まえて、玄海原発事故時の避難計画を全面的に見直すこと。
- ②全県民に安定ヨウ素剤を事前配布すること。
- ③被害者となる地域住民の不安の声を無視し続ける九州電力に対して、県民を代表して「震度7クラスの連続地震も想定して玄海原発の施設や配管を総点検すること」と「基準地震動が過小評価だと島崎氏の提言も踏まえて、基準地震動の評価をやり直し対策を講じること」を求めること。
- ④県民の命の絶対安全が確認されない限り、再稼働を認めないこと。

開き直りました。

私達「問題は放射能。命と生活が奪われる。だから、こうやって声をあげている。不安な気持ちを受け止めてほしい。知事に私たちの声を伝え、迅速な対応をお願いしたい」

知事は前回の私達の質問に対して、「原子力災害は想定外の事象が起こった場合に発生するものであり、最悪の想定について具体的な想定ができるものではない」と回答されました。「想定外ではすまされない」ということが3.11の甚大な犠牲から学ぶべき教訓だったことを、忘れ去ってしまったのでしょうか。熊本地震が起きてしまってもなお、複合災害を想定外とするのでしょうか。

●山口知事の回答期間は3～4か月!

山口知事が就任してから1年半。この期間、知事に4回質問しましたが、回答までに3～4か月もかかっています。古川康前知事時代でも回答期間は「1か月以内」でした。「県民に寄り添う」との知事のスローガンと裏腹な実態です。ズルズル後回しにさて、再稼働してから回答されても困るのです。こうしたことから「文書回答の迅速化と話し合いの場を求める」要請書も提出しました。

急加速する玄海再稼働 地元同意が焦点に

「佐賀のことは佐賀で決める」はどこへ？ 知事には県民の命を守る重大な職責がある

6月28日の九州電力株主総会で瓜生道明社長は、玄海原発を「今年度中に再稼働させたい」と明言。

原子力規制委員会は歩調を合わせるかのようになり、8月18日の審査会合で「玄海の課題確認を終了」としました。9月2日の現地調査を経て、今月中にも「審査書案」(＝合格証)作成、1か月のパブコメを経て「審査書決定」、工事計画認可、保安規定認可…と、再稼働反対の民意を無視して手続きをどんどん進めようとしています。こうした中、「地元同意」が焦点になってきます。

再稼働の権限を握るのは玄海町長と佐賀県知事だけ。ひとたび事故が起きたら被害は玄海町や佐賀県だけにとどまらず広範囲に広がるわけですから、地元同意(不同意もありうる)の範囲を広げるべきです。佐賀新聞アンケート(3月21日)では、県内20市町のうち「立地自治体だけ」でよい首長は玄海町と有田町の2町だけ。他は「30キロ圏」「県内全市町」への拡大を求めました。嬉野市は「県内全市町に加えて長崎県側との協議」も求めました。これらの当然の声に対して、山口知事は「同意権は国が決める」と答えました。

伊万里市長が「再稼働反対の意志を知事に伝える」と発言したことに対して「意味が分からない」と切って捨てました。

原子力規制のトップ自ら「審査に合格したからといって、安全だとは申し上げない」と言っています。緩すぎる審査基準に対して、伊万里市長は「規制委の判断も

疑ってかかるべき。自治体トップはもう少し勉強すべき」(6月23日、市議会答弁)と喝破しました。

一方で、知事は「安全・安心の観点から規制委員会の審査の状況を見守っていく。私は規制委員会を信じているけれども、それでも常にチェックをかけていくという観点と、県民の意見、県議会の議論も見据えていくということを踏まえ、その両点がオーケーなら、再稼働に向けて私は方向性としては出している」(7月20日会見)。

鹿儿島県知事が「原子力問題検討委員会」設置を表明。全国立地県で独自の原発検討組織がないのは佐賀県だけになります。就任以来、独自の検討を何もしてきておらず、私達の質問に対しても、議会答弁でもお決まりの言葉だけ。どこでどう判断するのでしょうか。国策追従にしか見えません。

「佐賀のことは佐賀で決める」のスローガンはどこへ？ 知事には県民の命を守る重大な職責があります。

◆福島原発事故は終わっていません。福島の検証なくして新しい基準などつくれません。

◆避難計画では命とふるさとを守れません。犠牲にしないでください。

◆核のゴミを、これ以上増やしてはなりません。

原発は経済の問題でも、エネルギーの問題でもなく、命の問題です。

「原発いらない！」とまっすぐに訴えていきましょう!

5月28日以降の活動経過

■5月

28 裁判ニュース第20号発行

■6月

5 糸島避難経路説明会(深江公民館)

8 福岡司法記者レク

10 佐賀県知事署名提出

24 糸島避難経路説明会(福吉公民館)

27 福岡高裁MOX不当判決

28 九電株主総会アピール

■7月

1 佐賀地裁・行政訴訟/全基差止/仮処分

2 提訴6周年・年次活動報告会

4 MOX上告断念記者会見

16 伊万里ポスティング1回目

20 基準地震動問題共同声明

23 虹空マルシェ出店
玄海原発対策住民会議総会にて報告

24 伊万里ポスティング2回目

26 伊万里ポスティング3回目

29 避難計画見直し知事要請

30 伊万里ポスティング4回目

福岡I女性会議と座談会

■8月

5 ヨウ素剤陳情・要請(佐賀市、神埼市)

6 ビースポート玄海町案内

伊万里ポスティング5回目

8 菅野みずえさんと語ろう会(佐賀)

9 菅野みずえさん語ろう会(糸島・鳥栖)

10日 菅野みずえさんと語ろう会(伊万里・唐津)

ヨウ素剤要請(伊万里市)

12 ヨウ素剤要請(嬉野市・太良町・鹿島市)

15 ヨウ素剤要請(太宰府市、春日市、須恵町、新宮町、久山町)

16 ヨウ素剤要請(大野城市、筑紫野市)

17 ヨウ素剤要請(上峰町、みやき町、吉野ヶ里町、

鳥栖市、基山町)

18 ヨウ素剤要請(唐津市、玄海町)、韓国KBS取材

19 福岡市議会請願陳述、ヨウ素剤陳情・要請(糸島市)

20 NUMO地層処分セミナー

22 ヨウ素剤要請(白石町、武雄市、有田町、大町町、江北町)

23 ヨウ素剤要請(小城市、多古市)

24 福岡市民政治ネット玄海ツアー案内

26 ヨウ素剤要請(志免町、粕屋町、宇美町、篠栗町)

30 原発いらない九州連絡会議総会にて報告

覚悟あらたに ～提訴6周年年次活動報告会～

2010年8月9日、原告130人で九州電力を相手に玄海原発3号機MOX燃料使用差止を提訴してから6年を迎えました。3.11をはさみ、私達は4つの裁判を、MOX控訴人98人、仮処分債権者90人、全基原告176人、行政訴訟原告382人の合計746人の原告と、支える会・サポート会員871人の合わせて1617人の仲間と闘ってきました。原告、支援者のみなさんに対する活動報告の場として、本年も7月2日に「提訴6周年・年次活動報告会」を福岡市ふくふくプラザにて開催しました。

◆開会にあたり石丸初美代表は

「2006年2月、古川康前佐賀県知事がプルサーマル安全宣言をした時から、市民が新たに立ち上がり、県民投票や様々な運動をやってきた。裁判までを起すことになったが、私たちは生活を守る運動、子育ての延長という気持ちでやっている。

MOX控訴審で不当判決が下された。3.11の犠牲を無視し、国策に追従した高裁の姿勢を絶対に許すことはできない。命のことだから、私達はあきらめない。

支援者の皆様、弁護団の皆様、裁判補佐人の小山さんの大きな後押しがあって、今日まで歩いて来ることができたことに、心より感謝申し上げます。これからご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。」と挨拶しました。

◆次に、事務局から、この1年の裁判と法廷外の運動についてスライドで駆け足で報告。「一人ひとりに伝える」ことを基本にして、めいっばい動いた1年でした。

会計・監査報告では、裁判運動を続けるには多額の費用がかかること、みなさんからの支援がなければ運動を進めることができないことを確認しました。

◆続いて、弁護団長の冠木克彦弁護士から「画期的2判例と今後の展望」と題してお話いただきました。

大飯原発再稼働を止めた2015年4月14日の福井地裁決定(樋口決定)と、高浜原発再稼働を止めた2016年3月9日の大津地裁決定。

冠木さんは、樋口決定の意義はその「破壊力」にあったとし、「原発訴訟の人権宣言」(澤山保太郎会長の言葉)ともいふべき決定だと評価。大津決定は「伊方最高裁判決の曖昧さを払拭し、明確な原発訴訟における立証責任論を宣言。以後の原発訴訟を方向付けた画期的な決定」だと評価しました。

その上で、玄海の裁判で中心的課題となっている耐

震性、基準地震動計算式における“ばらつき”問題を解説しました。9月16日佐賀地裁の「説明」を経て、向こう1年の間に裁判所の結論が出る可能性があり、我々も画期的判決を基にして集中して活動を進めれば、勝利の見込みは充分あると、展望を示されました。

◆続けて、裁判補佐人の小山英之・美浜の会代表から「熊本地震を教訓として原発の耐震性の見直しを」と題してお話いただきました。

・熊本地震のような繰り返し地震による原発事故が起きたら避難計画が成り立たないこと

・政府交渉での国の酷い回答を紹介しながら、繰り返しの揺れが襲えば配管の劣化許容値を超えること

・現行の基準地震動の計算式が過小評価であることを私たちが裁判で主張してきた経緯に触れながら、島崎・元規制委員長代理の警告が大きな意味を持つこと

小山さんは、これらを解説され、「運動として広め、要求していこう」と、呼びかけました。

◆講演の後、石丸団長、荒川謙一副団長から

「上告した場合、最高裁は事実審理はせず、憲法違反がないかどうかを調べるだけとなる。商業機密も開示されない中で、これ以上の原告側からの追及は難しい。今の司法のあり方の中で、勝つ見込みは非常に厳しいし、悪しき『最高裁判例』となることも避けたいので、上告はしないこととしたい。玄海原発を止めるために3号機プルサーマルも含めて、残る3つの裁判での勝利へ向けて全力を尽くしていきたい」と提案し、参加者一同から了承を得ました。

避難計画に関する取り組み状況も共有しました。

◆締めくくり、澤山保太郎・裁判を支える会会長は「控訴審判決は非常に酷い内容だった。ただ自分達として反省するところもあった。立派な弁護団を抱えながら、それを支えきれなかった。運動の主体的な力が弱かったのだ。県民の意識を変えていくような運動ができているか、僕らに問いかけている。これまで以上の運動を起こし、裁判で勝利しよう」と訴えました。

本報告会では、みなさんと想いを共有し、原発を止めるための覚悟を新たにすることができました。今後とも力を合わせて行動していきましょう！

今後ともよろしくお願いいたします。



冠木克彦 弁護団長

(6月27日 MOX不当判決報告集会)



小山英之 裁判補佐人



石丸初美団長

荒川謙一副団長



澤山保太郎会長

(7月2日 年次活動報告会)

菅野みずえさんからの言葉「国は守ってはくれなかった」 ・・・私達は、どう生きのびるか？

北川美和子（福岡市）

『今、みなさんの足元に危機が迫っています。家の前に穴があって、それを知らん顔して、誰かが落ちたら、私も加害者です。そうなりたくないんです。私達が失くしてしまった2011年3月10日に続く明日を、みなさんは今も生きておられます。あなたはわたしになるのをただ待つのですか。"原発がなければ、こったらことにならなかつたべ。"と後悔しますか。そのことに気づいてほしい。』



8月8～10日にかけて、東京電力福島第一原発事故により暮らしのすべてを奪われた、福島県浪江町の菅野みずえさんを囲むお話し会を、佐賀、糸島、鳥栖、伊万里、唐津の5か所で行いました。これが原発事故であり、避難の現実なんだと、つらく、苦しく、悲しいお話をじっくりと伺うことができました。

施設訪問、ポスティング、座談会など、私達が行動する中で繋がった各地の市民も参加し、玄海再稼働迫る中で、避難計画の問題などそれぞれの地で何をしたいかよいのかも話し合うことができました。以下、菅野さんのお話の概要を紹介します。

【菅野さんは生活保養施設、知的障がい者の生活施設など福祉の現場で35年働いてきたが、原発事故により福島県内の仮設住宅を経て、家族と兵庫県へ避難。今は浪江の暮らしと同じように日々野菜作りに励む。原発賠償訴訟関西原告でもあり、福井・関西で自治体申し入れなど原発再稼働に反対する活動を続けています。】

《2011年3月11日14時46分 東日本大地震発生》

3分近く揺れた。当時勤務していた大熊町のデイケア参加中の利用者を必死で外の駐車場へ。快適な床暖房とエアコンの効いた室内から薄着、靴下のままの足で、冬の屋外へ。余震の合間に、何とか上着と靴を持って来て身に着けてもらった。次の日は非番だったが、「明日出て来ます。」と言って帰宅した。しかし、避難により職場の人々とそれきりになってしまった無念さが残っている。

帰りの山道は、いつもは45分しかかからないのに3時間もかかった。いつものルートは通れなかった。代わりに教えてもらったアイスバーンと雪崩れ、地割れ、岩の落下、電柱が傾き電線が道にたわむ山道を帰った。地域の人が、「俺の轍(わだち)を外さないように付いて来い。」と先導してくれた。今までであの時が一番運転が上手かったと思う。

《2011年3月12日15時36分 1号機で水素爆発 同18時25分20キロ圏内の避難指示。浪江町には何も知らされず、津波の犠牲者の捜索をしようとしていた5km圏内への立ち入り禁止が警官によって告げられた》

浪江町津島地区の自宅へ、次々と避難者が来て25名となった。その場所は、放射能が非常に高い場所だったが国はSPEEDIのシミュレーション結果を県に知らせたにもかかわらず県は知らせなかった(シミュレーションでは、1号機爆発の2時間前から、放射性物質は津島地区の方向に飛散すると知らせていたのに、政府や福島県はこのことを公開しなかった。)

夕方になり、ハイエースの様な車に乗り、これまで見たことの無いガスマスクに、見たことの無い防護服の男二人が現れ、「頼む！逃げてくれ。」と叫んだ。その夜から翌朝に掛けて来ていた避難者を逃がした。謎の男達に、どうして「データをくれ。」と言わなかったのかと、今でも夢にまで出てきて、悔やまれる。

《仮設や避難後の暮らし》

25人が避難できるような大きな家からコンパネ1枚の狭い仮設へ。隙間から地面が見える。そこから蟻が入ってくる。隣の家のたばこで4畳の部屋の空気が紫になる。これではと家族がシリコンを注入し、隣近所の老人宅も施工して回った。そうやって一冬過ごし、翌冬やっと周りの壁に断熱材が張られた。これは阪神淡路の大震災で法整備された仮設住宅なため、東北の冬は想定されていなかったためである。

2012年1月、愛犬が血を吐き、雪を真っ赤に染めて死んだ。放射能の高い地面を歩き、放射能を浴びた毛皮を身につけていた犬。何の病気も無くウィルスも見つからなかった。劇症型の血小板減少症と診断された。知人宅の犬も同様に医者は、「毒を飲んだ。」と言う。「毒など飲ませはしない。」(飲ませたのは誰?)我が家のわんこはセシウムが届かないように、深い穴を掘って埋めた。が、一人で残してきてしまったと県外へ避難して思う。

自身も、甲状腺ガンになる。医者は、「原発事故のためとは言えない。」と言う。しかし、名前も聞かれなかったのでデータは残っていないが、3時間並んで受けたスクリーニングで10万cpmのガイガーカウンターが振り切れた数値だったというのに。甲状腺がんの検査は、針を喉に刺して行った。痛くないと言われていたが、辛い検査だった。そんな辛い検査を子どもが受けねばならない。<そして、今年夏の発表では172人の子ども達に、甲状腺がんが見つかり134人が手術を受けた。>

《故郷へのいとしさと喪失感》

放射性汚染物の中間仮置き場になっている大熊町の話。「家の子が18歳になったら、自宅を見せて解体撤去了承の判子を押す。」と語る住民。18歳にならないと帰還困難区域には入れないのだ。「一番上の子だけでいい。その子が他の子に語ってくれるだろう。」と続く言葉。二度と戻ることができない故郷への別れの覚悟と、つるいとしさ。そんな時、石原伸晃環境相の「どうせ金目でしょ。」発言があったのだ。「謝ってくれるまで、判子は押さない。」と住民は怒り、悲しむ。

後継ぎとしてもどってきた自分に、地域の年寄りから

「おらの祝いだ。」とそっと渡された物。それは、10粒の在来種のインゲン豆。そのインゲン豆は、10粒とも元気に双葉を見せた。それは、美味しい豆だった。手本がすぐ傍に在ってそういう優しさを持つ老人に私もあの地で成れるはずだった。＜大事な野菜の種を分けてくれた人と心を通わせるみずえさんの話だった。＞

3本の糸ヒバの木は、先祖からの贈り物。風が少しでも厳しく当たらないようにと植えた木。今では見上げるほどに育ち、家族を守ってくれる。その木も汚染されてしまった。庭の木々にブランコを掛けて遊ぶことも、もうできない。

通り門を飾る美しかった季節の花々。今では、写真の中でしか見るができない。

厳しい寒さを楽しんだ、氷灯ろうの思い出。＜この写真を見せながら、思い出にいつか笑顔になったみずえさんだった。＞

ずっと向こうの山まで続いた、何代もの先祖が厳しい労働で開いた美しい耕作地。一時帰宅して、1度は柳を伐採した。しかし、放射能に汚染された田畑。今では柳やセイタカアワダチソウ等におおわれているばかり。

「あのときね。」とすべてを話さなくても、分かりあえる関係・馴染の味・他の人のものでない自分の祭り囃子を思い出す。しかし、祭りの踊り手も、戻っては来ない。

何もかも失った。人はバラバラになって去って行った。元気でいるのかと尋ねることさえできない。

いとしい故郷は、捨てさせられ、荒れ果てた。そして、私は、さまよう。「今までの私はどこに？私は誰？」と問いながら。

《生き延びるために》

①「福島を忘れない。」と言わないで。福島は、終わったのではなくて、始まったばかりなのだから。「福島を思つて。」私はあなたで、あなたは私だから。

②「福島県民をモルモットにするな。」とは、言わないで。モルモット以下の扱いだっただ私達。モルモットにして、データを取るべきだ。正しいデータを出したら、パニックになるなんてとんでもない。避難するとき、人々は助け合つて逃げたのだから。

③「死の町」と言つて、罷免された議員の鉢呂吉雄氏。ゴースタウンだということを直視して欲しい。誰がこうしたかと。

④「放射能で死んだ人は、いない。」の嘘。津波ではなく原発事故のため、助けに行けなくて餓死した人。原発労働者の発病。そして、これからも起きる放射能汚染の結果を、私たちは推測できる賢さを持っているはずだ。

⑤終わつてもいない原発事故を繰り返してはいけない。玄海原発の再稼働を私たちは力を合わせて止めなければならない。

文責：北川美和子 ※＜＞内は北川コメント

玄海原発再稼働反対！全国から"91,388筆"

一人ひとりの思いを佐賀県知事へ直接届けました！ 佐賀8団体共同署名

6月10日、脱原発社会を目指し活動している佐賀県内8団体(脱原発佐賀ネットワーク)は、山口祥義知事と中倉政義佐賀県議会議長に対して玄海原発の再稼働を認めないことを求める署名を直接面会の上、手渡しました。

全国から集まった署名数は47都道府県から9万1388筆。佐賀県内11203筆、県外で80185筆。

たくさんの人達の思いが込められて、人から人へ、回り回って、知事の目の前に届けられたのです。

私たちは「いつ福島原発事故のような惨事が繰り返されるかわからない。核のごみも未来へのつけまわしになる。放射能被害は人生、ふるさとを根こそぎに奪ってしまう。子ども達の未来のために、再稼働を認めないでほしい。全国からの署名者の意思を重く受け止めてください」と訴えて、署名を知事に手渡しました。知事も「全県？」と驚いたようでした。



91,388筆の署名を手渡される山口知事

5万3859筆もの署名が集まった福岡県から駆けつけた荒川謙一・裁判の会副代表は「福岡県での避難訓練も見学したが、

どう連絡がいき、どう逃げなければならないのか、まったく不十分だった。福島原発事故の解明もされない中で再稼働はあつてはなりません」と、500万福岡県民の一人として思いを述べました。

知事は再稼働の是非は触れず、「佐賀だけの問題でなく糸島をはじめ福岡や長崎とも関係するから、改めてその意識を持ちしっかり考えていきたい」と応じました。この知事発言は重要です。佐賀県外からも佐賀県知事にどんどん声を伝えていきましょう。

知事が常々、「原発の安全性は国が判断」「地元」の範囲を決めるのは国だと、国策追随の発言を繰り返してきたことを知っている私たちは、「知事は就任以来“県民党”ということをよく言われるが、原発は佐賀県民のみならず隣接県民の命と安全にも関わること。国待ちではなく、県のことは県民で、私達のことは私達で決めさせてください」と念を押した上で「我々と会って“聞きましたよ”というポーズだけで終わらせないでください」とあえて釘を刺しました。知事はすかさず「ポーズとは思ってない」と応じました。

最後に、ネットワーク世話人の野中宏樹さんは「であれば、なおのこと、中身のことをしっかりと考えていただきたい。9万1388筆というのは一人ひとりなんです。一人ひとりのお母さんや子ども達の思いがここにあるということ、真摯に受け止めていただきたい」と締めくくりました。

事務局リレーコラム

♪ Memory of You ♪

石丸陽一

昨年8月退職、4人の子供たちはそれぞれ外で働いていて、佐賀・鍋島の我が家には初美さんと愛犬ひなちゃんとの3人暮らしです。退職して1年が過ぎよとしています、新しい“職場”は裁判の会事務所、毎日忙しいです、在職中より。

私の趣味はクラリネットです。高校で吹奏楽部があった事と、以前から音楽には大変興味があった事で今に至るまで、50年の付き合いになります。音楽は楽しい一言です。

今は、週に一回の消防音楽隊と、佐賀クラリネットアンサンブル「SACLA」(さくら)に所属しています。SACLAメンバーは7名。ママさんも赤ちゃん達をつれて、練習に来ます。3人の孫？が来ると、幼稚園状態になり、結構おもしろい音楽構成になります。わたしは、「おじいちゃん」と呼ばれてます。

練習の間には原発のこともちょっと話しますが、なかなか難しいのが現実です。

年に数回の慰問演奏、地域や、幼稚園のお祭りでの演奏も行います。

十八番はと聞かれたら、即、ベニー・グッドマンの“Memory of You”と答えます。映画「グレンミラー物語」の中のお母さんの思い出のシーンで、煉瓦づくりの屋上で本人の演奏がジャケットにもなっています。

皆さんの前で、ちょっと心地いい緊張感での演奏は、練習では味わえないものがあり、もう少し、もう少し上手になりたいと終わって後思います。

さあ、今日も反原発運動と、クラリネットと、頑張らなくっちゃ♪

(いしまる よういち・支える会副会長)



お知らせ

学習会「原発の地震評価は過小！熊本地震の警告」

◆9月16日(金)18:00 佐賀・アバンセ

お話し: 小山英之 美浜の会代表(裁判補佐人)
会場: アバンセ 4階第三研修室A(佐賀市天神3-2-11)

熊本地震を受け、元原子力規制委員・島崎邦彦氏が現行の基準地震動が過小評価だと警告。私達もこれまで裁判の中で訴えてきましたが、次回仮処分審尋にて地震動に関するプレゼンを行うこととなりました。裁判後、学習会を開きます。傍聴とあわせてご参加ください!



大飯 原発 基準地震動の再計算を!

イラスト: 高木章次

会員募集中!

- 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円～。団体会員も歓迎!
- 振込先: 郵便振替口座 01790-3-136810
玄海原発プルサーマル裁判を支える会
命を守るために長期戦覚悟!
カンパもお願いします!

会員数 (2016.8.27現在)

原告総数	919名	原告内訳	
支える会・サポート会員	910名	MOX控訴人	98名
		仮処分債権者	90名
		全基原告	349名
		行政訴訟原告	382名

裁判傍聴をお願いします!

◆全基差止裁判・仮処分・行政訴訟

9月16日(金) 佐賀地方裁判所

- 10:30 門前アピール
- 11:00 行政訴訟第11回口頭弁論
- 11:30 全基差止第18回口頭弁論
- 13:00~17:00 3号機仮処分第21回審尋

★地震動に関するプレゼン
(公開になるよう折衝中)

- 18:00~ 学習会(アバンセ4階第三研修室A)
- ※ 次回は12月16日(金)佐賀地裁

佐賀県・長崎県・福岡県3県合同
原子力防災訓練 見学を!

10月10日(月・祝)朝~

- 実効性ある計画? 机上の計画? 被ばく計画?
- 避難計画で命は守られるのか?
- この目で確かめに行きましょう!

あなたのチカラが必要です!

●座談会しませんか?

原発のこと、命のこと、少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください!

●事務所ボランティア募集中!

資料整理、チラシ印刷、手作りグッズ作成etc...作業がいろいろあります。ご都合のいい時におこしください!

●玄海町や市町を一緒に訪問しませんか?

●最新情報は以下をご覧ください。

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>
フェイスブック <http://www.facebook.com/genkaigenpatsu>